

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

富岡市長 榎本 義法

市町村名 (市町村コード)	富岡市 (10210)
地域名 (地域内農業集落名)	七日市・黒川地区 (七日市(旧郭・七日市・3区・共和)、黒川(黒川西・黒川東)、別保(別保))
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月27日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、優良農地が多いが、今後は農業者の高齢化が進み、耕作放棄地が増加していくと見込まれる。現在でも、黒川集落の山際の農地はほとんど耕作放棄地化している。担い手への集積は比較的進んでいる地区だが、集約化には至っておらず、作業の効率化につながっていない。また、平坦地でも耕作放棄地が増えている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

良い作物が育ちやすい土地であることから、ニラ、ネギ、キュウリ、ナス、タマネギなど野菜を中心に耕作を継続していく。今後、可能であれば生産品目の明確化を図り、特産品を作っていく取組をするが、複合経営による安定経営は維持していくつもりである。新規で就農する場合の作物は、初期投資が比較的少なくても参入できるナスやネギ、ニラの露地栽培を中心に行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	60 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	60 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

耕し手のいない農地について、認定農業者や認定新規就農者といった担い手に集積を図るほか、地域で営農を行う者に対しても状況に応じて農地の集積を進めていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

今後も高齢化や後継者不足による貸付の増加が見込まれるため、離農する際は農地中間管理事業を活用することで、地区内の担い手へ農地を集積していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

現在のところ当地区において新たな基盤整備事業の予定はない。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針  
新規就農者に対しては、市、富岡地区農業指導センター、甘楽富岡農業協同組合等の各機関が連携して経営安定を支援するとともに、地域全体で見守ることにより、就農研修先や農地の確保、住居探しなど経営の定着を確実なものにする。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針  
当地区で実質的な農作業を受託する農業サービス事業者は存在しない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】  
可能であれば、①鳥獣被害防止対策、③スマート農業、⑤果樹等、⑧農業用施設、などにも取り組んでいきたい。